

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
- この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 選択項目の☑にはレ点をご記入ください。

1. 申出者

▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

フリガナ ネンキン イチロウ

氏名 年金 一郎

基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0

生年月日 ☑ 昭和₅ 年 ☑ 平成₇ 月 4 日 9 月 10 日 06

被保険者の種別 ☑ 第1号被保険者
☑ 第2号被保険者のうち、企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)のいずれにも加入していない方(00:他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)の方)
☑ 第3号被保険者

(※1) 確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度

- 企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入している方は、この届書を提出することはできません。
- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月翌月以降の掛金の納付はできません。
- 例えは、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、拠出ができません。
- 拠出限度額と掛金額との差額は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。
- ※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

- 既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
- ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

- 掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
- 申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定		
当年【令和 n 年】		
引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	23,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	23,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	23,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	23,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	23,000 円	円
6月26日引落 (5月分)	23,000 円	円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	46,000 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	92,000 円
合 計		138,000 円

3. 翌年以降の掛金額の指定	
翌年【令和 n+1 年】以降	
引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	92,000 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	0 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	92,000 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	92,000 円
合 計	276,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
(26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます)



受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 (株)〇〇銀行

5月受付で掛金額を変更するケース
(拠出限度額が月額23,000円の場合)

受付金融機関

令和₉ 年 月 日

事務処理センター